私用で道路の改修工事等をするとき（２４条申請）の流れ

◎市道（側溝、ガードレールを含む）の改修工事をするときは、道路管理者である市の承認が必要です。

　＜例＞

・上下水道管の引き込み工事（自費施工の場合）

・店舗や駐車場、集合住宅や戸建て住宅等に市道と接する出入口を作る場合

・市道の歩車道境界ブロックの撤去等を行う場合

・舗装されていない市道に対し、個人又は法人が舗装を行う場合

・道路側溝等の構造物を敷設・入替する場合

・ガードレールを一時撤去する場合

・その他自費により工事を行う場合など

**○許可条件**

　・工事の完成後においても、道路管理者には、道路の構造の保全と、円滑で安全な交通の確保が求められます。このため、現場の状況に応じて、条件を付けて承認する場合がありますので、詳しくは市建設課管理係にご相談ください。

**○その他手続きの流れ**

・許可書の発行は、申請書の提出から概ね１～２週間程度かかります。書類に不備等がある場合には、その限りではございませんので、予め、ご了承願います。

**○提出書類・・・**正・副２部ご提出ください。

・道路工事施工承認申請書（２４条申請）

・位置図及び付近の見取り図

・公図の写し

・現況図

・計画図

・構造図

・復旧図

・現況写真など

※工事着工前に、「道路工事着手届（２４条）」を提出してください。

※工事完了後、７日以内に「道路工事完了届（２４条）」を提出してください。

※着手届と完了届は、承認書と一緒にお渡しします。